

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 8年 9月 1日現在＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 097-535-8130 （午前8時30分～午後5時30分まで）

担 当 主任介護支援専門員 ・酒井 暁之
介護支援専門員 ・一宮 匠吾 ・加藤 京子 ・佐藤 伊津子 ・相本 聖
・山村 裕美

2 ご利用の事業所の概要

（1）名 称 等

事業所の名称 介護保険サービスセンターだいかく
所 在 地 大分市下郡山の手2番18号
管理者の氏名 酒井 暁之
電話・FAX番号 TEL 097-535-8130 FAX 097-504-7175
事業者指定番号 4470100456 号
通常のサービス 介護サービス計画作成、立案の援助
提 供 地 域 大分市内全域

（2）営業日及び営 業 時 間

平日・土曜日 午前8時30分～午後5時30分
日・祝祭日 及び年末年始 （12月30日午後～1月3日）は休業
※但し、緊急時は24時間対応可能。

（3）職 員 体 制

	常勤	非常勤	
管理者（兼務）	1名		
介護支援専門員	4名	1	
		合 計	5.5名

3 居宅介護支援の主な内容

ご契約者が、居宅での介護サービスやその他の保健医療・福祉・障がいなどのサービスを適切に利用することができるように、次のサービスを実施します。

- (1) ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等のご希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- (2) ケアプランに位置付けるサービスの選択に当たっては、公正中立の立場を守り、利用の目的選択の根拠を説明し、原則、複数の事業所を提案し、ご契約者の意向に沿って、サービスの決定をします。
尚、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (3) ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びご家族等、指定居宅サービス提供事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- (4) 入院時は、担当介護支援専門員の氏名等を医療機関に伝達する必要性を説明し、名刺を医療保険証と一緒に保管していただく依頼をして、医療機関との速やかな連携ができる様にします。
- (5) 必要に応じて、当事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

4 利用料等

(1) 利用料金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、居宅介護支援を受けることについて、予め市町村に届出していない場合には、1ヶ月当たり全額を負担していただきます。この負担金は、後日市町村から償還払いされます。

また、利用者の介護保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
加 算	特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円
	介護職員等処遇改善加算	当月の居宅介護支援の総報酬単位数 ×処遇改善加算 (2.1%)

＊ 適宜

初回加算	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円

退院・退所加算	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
（連携1回）	4,500円	6,000円
（連携2回）	6,000円	7,500円
（連携3回）		9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	
通院時情報連携加算	500円	

減 算

同一建物に複数の利用者が入所	所定単位数を5%減算
----------------	------------

（2）交通費

大分市にお住まいの方は無料です。

それ以外の方は、交通費の実費が必要です。

※ 通常の実施地域（大分市）を越えてから、概ね片道1 Km毎に30円を徴収する。

（3）キャンセル料

サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありませんが、交通費等実費をお支払いいただくことがあります。

5 解約等

（※基本契約書第9条～第11条をご確認ください。）

6 事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

事故発生時には、状況を事業所に連絡し早急に事故について解決するように迅速かつ適切に対応します。

7. 個人情報に関する事項

当事業所の利用に関して、お聞きした情報等は他者に一切洩らしません。

ただし、情報提供を行うことで利用者の利益になると判断される事項に関しては、「個人情報使用同意書」を得ていることを原則とし、対応します。

8. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (2) ご家族からの苦情処理体制を整備しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 苦情申し立てについて

サービス提供への相談・苦情につきましては、下記の責任者が窓口となり対応いたしますので御連絡下さい。

連絡先	責 任 者： <u>だいかく病院 事務長</u>
	電話番号： <u>097-569-8864</u>

当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申し立て等を行うことができます。

市区町村の連絡先	大分市役所内 長寿福祉課
電話番号	097-534-6111
公的機関の連絡先	大分県国民健康保険団体連合会
電話番号	097-534-8475

10. 損害賠償

サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には当社加入保険「賠償責任保険の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。ご不明な点は大小に関わらず担当職員か責任者にお尋ね下さい。

※医療法人秀明会加入損害保険は、損害保険ジャパン株式会社へ加入しています。

居宅介護支援の提供開始にあたり、上記の重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

大分県大分市下郡山の手2番18号

介護保険サービスセンターだいかく

説明者 印

私は、確かに事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 _____ 印 _____

続柄

()